

みづほ

けんぽ

ニュース

2026.8

No.281



四万十川と岩間沈下橋(高知県)

ご家庭へお持ち帰りになり ご家族ともどもご覧ください

令和7年度 収入支出決算概要

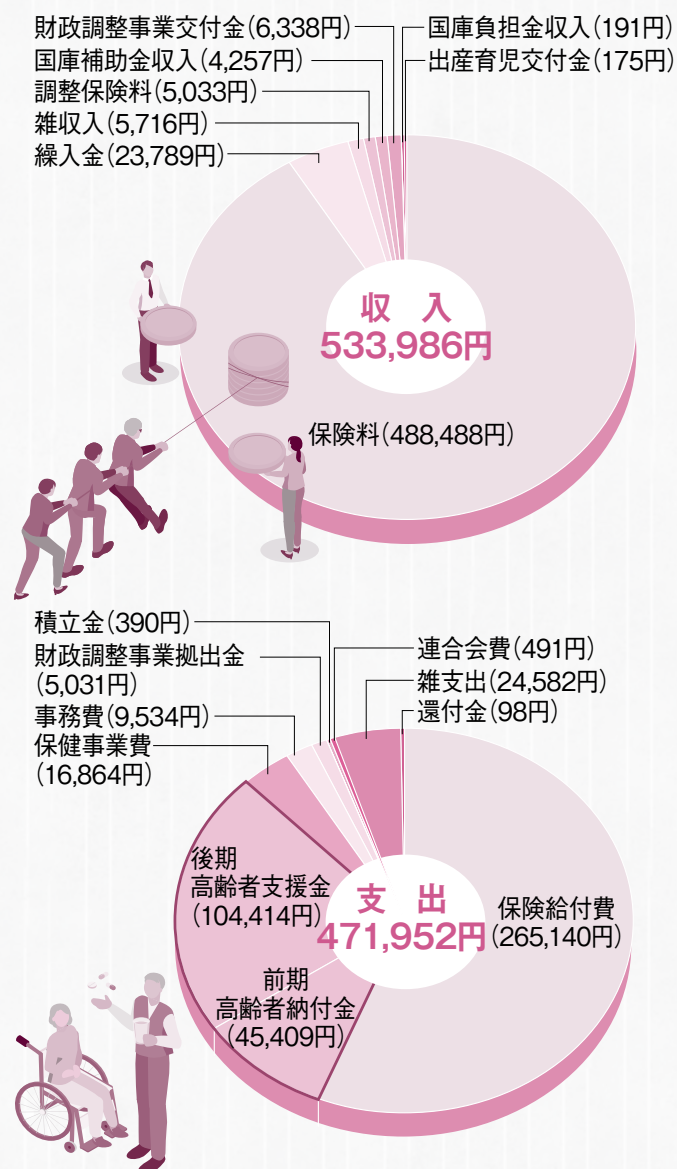
健康保険分
(千円)

収 入	
保 険 料	2,504,966
国 庫 負 担 金 収 入	979
調 整 保 険 料	25,807
繰 入 金	121,988
国 庫 補 助 金 収 入	21,828
出 産 育 児 交 付 金	896
財 政 調 整 事 業 交 付 金	32,502
雑 収 入	29,313
合 計	2,738,279
経常収入合計	2,535,432

支 出	
事 務 費	48,889
保 険 給 付 費	1,359,640
納 付 金	768,292
前 期 高 齢 者 納 付 金	232,857
後 期 高 齢 者 支 援 金	535,435
保 健 事 業 費	86,479
還 付 金	502
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	25,798
連 合 会 費	2,519
積 立 金	2,000
雑 支 出	126,052
合 計	2,420,171
経常支出合計	2,272,380

決 算 残 金	318,108 千円
経 常 収 支 差 引 額	263,052 千円

被保険者1人当たりで見ると



組合現況

令和8年3月末現在

- 被保険者数 5,180人
(男性 3,504人、女性 1,676人)
- 平均年齢 45.17歳
(男性 45.41歳、女性 44.67歳)
- 平均標準報酬月額 327,707円
(男性 368,803円、女性 239,027円)
- 総標準賞与額(年間合計) 4,331,136千円
- 健康保険料率(調整保険料率含む)
1,000分の105
(事業主 1,000分の59.50、被保険者 1,000分の45.50)
- 介護保険料率
1,000分の16
(事業主 1,000分の8、被保険者 1,000分の8)

収 入	
保 険 料	236,908
繰 入 金	26,192
雑 収 入	157
合 計	263,257

支 出	
介 護 納 付 金	235,304
還 付 金	5
合 計	235,309

決 算 残 金	27,948 千円
---------	-----------

介護保険分
(千円)

令和7年度 決算の お知らせ

後期高齢者支援金が増加したものの、
保険料収入の上昇により黒字

引き続き、効果的な保健事業の
充実・向上に取り組んでまいります



収入 27億3,827万9千円

支出 24億2,017万1千円

経常収支差引額

2億6,305万2千円

みづほ健康保険組合の令和7年度の決算が、去る7月13日に開催された第187回組合会で承認されましたのでお知らせいたします。

当健保組合の令和7年度決算は、収入27億3,827万9千円に対し、支出24億2,017万1千円となり、経常収支差引額では2億6,305万2千円の黒字となりました。

決算の内訳としては、賃金引き上げ等により標準報酬月額と標準賞与額が上昇したため、保険料収入が前年度決算より増加しました。支出では、2025年に団塊の世代すべてが75歳以上となったことを受け、後期高齢者支援金が増加しました。

当年度決算は黒字となりましたが、保険料収入に占める高齢者医療への拠出金の割合は約3割であることに加えて、本年度は約30年ぶりの大幅な診療報酬引き上げが実施されたことで保険給付費の増加が見込まれるため、今後の健保財政の悪化が懸念されます。

少子化による現役世代の減少が続く一方、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークを迎える見通しのため、現役世代の保険料負担はさらに重くなる予測されます。こうした少子高齢化の進行を見据えると、年齢ではなく能力に応じて全世代が公平に支え合う、持続可能な社会保障制度の構築が急務となっています。こうした中、令和8年度には医療保険制

度の改革が進められています。6月から先発医薬品の選定療養費の引き上げが、8月からは自己負担額の引き上げと年間上限額の新設が盛り込まれた高額療養費制度の見直しを実施されます。また、OTC類似薬については患者に一定の追加負担を求める仕組みが導入される方向です。これらの改革が医療費抑制につながることを期待されます。

4月から導入された子ども・子育て支援金は、健保組合が保険料と併せて徴収いたします。健保組合の事業には充てることができず、子育て世帯に対する給付の拡充に使用されます。制度の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

当健保組合は、皆さまの健康の保持・増進に貢献するため、各種健診の受診勧奨や保健指導をはじめとする保健事業の充実・向上に引き続き取り組んでまいります。

皆さまにおかれましても、健診や保健指導など当健保組合が提供する各種事業を積極的にご活用いただくとともに、定期的な健康診断の受診やジェネリック医薬品の選択、セルフメディケーションの実践などを通じて、ご自身の健康管理に積極的に取り組んでいただきたいと思います。医療費の適正化にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年
6月から

医療費の負担が 変わりました



診療報酬改定や健康保険制度の見直しにより、
令和8年6月から順次、健康保険の医療費の自己負担が変わります。

診療報酬とは…

病院や診療所が診察・検査・治療を行った際に、国が定めた基準に基づいて支払われる「医療の値段」です。国が2年に1度見直ししており、全国どこで受けても同じ価格が適用されます。これにより、誰もが公平に医療を受けられる仕組みになっています。
今回の改定率は診療報酬本体で+3.09%です。医療現場の人件費・コスト増への対応が大きな柱となりました。一方で薬価は**-0.86%**、材料価格は**-0.01%**となりました。

ジェネリック医薬品のある先発医薬品を選択した場合の特別の料金の引き上げ

ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品を希望する場合には、医療費の自己負担にプラスして特別の料金がかかる仕組みになっています。

特別の料金は、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1の額から、令和8年6月より**2分の1**の額へ引き上げられました。

※医療上の理由から先発医薬品を使用する必要がある場合や、流通の問題でジェネリック医薬品の在庫がない場合などは対象外です。

ジェネリック医薬品

保険給付 患者負担 先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差

先発医薬品

※患者が希望する場合

保険給付 患者負担 特別の料金 価格差の1/2相当 患者負担の総額

入院時の食費・光熱水費の引き上げ

物価上昇等を反映し、入院時の食費負担については、1食当たり40円引き上げられました。

65歳以上の人が療養病床に入院した場合にかかる光熱水費の負担額も1日60円引き上げられました。

自己負担額

	令和8年5月まで	令和8年6月から
食事療養標準負担額	1食510円	1食 550 円
生活療養標準負担額	1日370円 + 1食510*円 *医療機関によっては1食470円	1日 430 円 + 1食 550 *円 *医療機関によっては1食 510 円

※低所得区分の方などは引き上げ幅が圧縮されます。

※指定難病患者等の方は1食330円となり、1日にかかる光熱水費の負担はありません。

医療機関の診察料の引き上げ

初診料の基本額は据え置きとなる一方、再診料の基本額がわずかに引き上げられました。また、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設され、さらに、医療従事者の賃上げを支援する「ベースアップ評価料」も拡充されます。物価対応料・ベースアップ評価料はいずれも令和9年6月に倍増する段階的な設計です。これらにより、初診料・再診料ともに窓口での自己負担額が増加します。そのほかにも入院基本料など幅広く診療費が引き上げられました。

令和8年6月からの診察料

自己負担額は、以下の表の金額の原則3割となります。

初診	初診料	2,910円（据え置き）
	物価対応料	20 円（新設）
	ベースアップ評価料	170 円～ 230 円（+ 170 円）
再診	再診料	760 円（+ 10 円）
	物価対応料	20 円（新設）
	ベースアップ評価料	40 円～ 60 円（+ 40 円）

※ベースアップ評価料の下限は新たに賃上げを開始した医療機関、上限は令和6年度から継続して賃上げに取り組む医療機関の場合。

令和
8年度

施設利用のご案内

当健保組合では、今年度は以下の施設と利用契約を結びました。

施設名	場 所	一般料金	利用料金	小人の定義	利用期間
デカパトス in Rokko Island (プール) (078)-857-1170	神戸市東灘区向洋町中8-1 六甲ライナー「マリンパーク」駅 下車すぐ	大 人 1,800円	大 人 850円	幼児： (満4歳以上 小学生未満) 3歳以下は無料	7月11日(土)～9月6日(日) 10:00～17:30(受付は16:00まで) 日曜、祝日、お盆休みは9:30～ 荒天時休園あり 期間曜日より変更あり
		中高生 1,000円	中高生 450円		
		小学生 800円	小学生 350円		
		幼 児 500円	幼 児 200円		
		駐車料金 1,000円			
浜の宮市民プール (079)-424-6635	加古川市尾上町口里817	大 人 800円	大 人 360円	小人:満3歳～ 小学生 小学生以下同 伴が必要 3歳未満は無料	7月4日(土)～9月6日(日) 9:00～18:00(受付は17:00まで) 荒天時休場あり
		小 人 400円	小 人 180円		
		無料駐車場あり			
日岡山市民プール (079)-426-9097	加古川市神野西乃山834	大 人 500円	大 人 250円	大人:中学生以上 小人:3歳から小 学生以下	7月9日(木)～8月31日(月) 9:00～18:00(受付17:00まで) 荒天時休園あり
		小 人 300円	小 人 150円		
		無料駐車場あり			
但馬竹野浜 (海水浴場・休憩所) (0796)-47-1080	豊岡市竹野町竹野17-22 JRL山陰本線竹野駅下車 竹野浜茶屋	大 人 1,000円	大 人 500円	大人:中学生以上	7月1日(水)～8月23日(日) たけの観光協会ホームページ (http://takenohama.com)を 検索し詳細を確認してください。
		小学生 700円	小学生 350円		
		幼 児 300円	幼 児 150円		

利用方法

利用整理券は前もって事業所担当者様にお申し出ください(枚数に限りがありますので、なるべく使用枚数をお申し込みください)。
※チケットを利用できるのは当組合に加入されている被保険者・被扶養者に限ります。

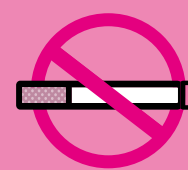
その他

利用期間終了後の未使用券は利用期間終了後10月10日までに当健保組合に返却してください。
利用期間、時間など急きょ変更される場合もありますので利用前に各施設HPでご確認をお願いします。

参加者
募集中

みづほ健康保険組合  Medically

オンライン禁煙外来プログラム



募集期間 ～2027年3月30日(火) ※初回診療は3月31日(水)までに受診ください。

参加費用 通常60,500円(税込)のプログラムが**自己負担0円!**

参加対象 みづほ健康保険組合所属の組合員

オンライン診療時間 平日：9時～22時
土日：8時～18時

参加方法

①お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロード
②以下の健保識別番号を入力いただきプログラムスタート
アプリは右の2次元コードからダウンロードできます。
もしくは、App Store・Google Playにて「Medically」と検索してください。



ユーザー登録の際に
必要な識別番号

330101

表●令和8年8月から令和9年7月までの自己負担限度額等 【70歳未満】

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	多数回該当	年間の自己負担限度額
年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上	270,300円+ (総医療費－901,000円) ×1%	140,100円	168万円
年収約770万円以上 標準報酬月額53～79万円	179,100円+ (総医療費－597,000円) ×1%	93,000円	111万円
年収約370万円以上 標準報酬月額28～50万円	85,800円+ (総医療費－286,000円) ×1%	44,400円	53万円
年収約370万円以下 標準報酬月額26万円以下	61,500円	44,400円	53万円*
低所得者 (住民税非課税)	36,900円	24,600円	29万円

*標準報酬月額15万円以下の所得区分に該当することが確認できた方は年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に払い戻されます。
※70歳以上75歳未満の自己負担額は別途、定められています。

Q&A よくある質問

Q どのような場合が、高額療養費の対象となりますか？

A 同一の医療機関で1人が1ヵ月（1日～末日）に支払った保険診療の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えたときに高額療養



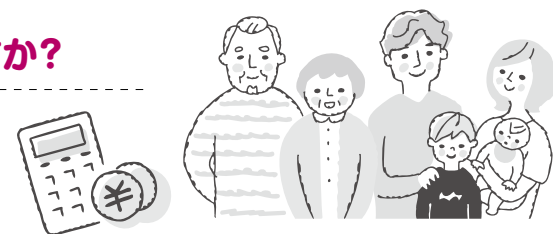
費の対象となります。医療にかからない場合でも必要となる入院時の「食費」「居住費」、患者の希望によってサービスを受ける「差額ベッド代」「先進医療にかかる費用」等は、高額療養費の対象とはなりません。

なお、月をまたいだ医療費は合算できないため、例えば月末に入院して翌月に退院した場合は、それぞれの月ごとに計算されます。受診のタイミングによっては限度額を超えない場合もあります。

Q 家族それぞれの医療費を合算して、高額療養費を申請することはできますか？

A 同じ健保組合に加入している家族（被保険者・被扶養者）であれば、同じ月の自己負担額を合算して計算することができます。合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が適用されます。

ただし1つの医療機関での自己負担額が21,000円以上のものだけが合算の対象となり



ます。21,000円未満の自己負担額は合算できませんのでご注意ください。

※70歳以上の方については、金額にかかわらずすべての自己負担額が合算の対象となります。

健康保険の手続き 早分かり

医療費が高額になったとき

健康保険では、医療費の自己負担が際限なく増加しないように自己負担の限度額を設けています。

この仕組みを「高額療養費制度」といいます。

令和8年8月より「高額療養費制度」の見直しが行われています。



令和8年8月からの高額療養費制度見直し 3つのポイント

①

月ごとの自己負担限度額が、所得に応じて引き上げられます

②

多数回該当の限度額は、今回の見直しでは変更されません

③

1年間（8月～翌年7月）の自己負担合計に「年間上限」が新設されます

1 医療費の自己負担が限度額までに抑えられる

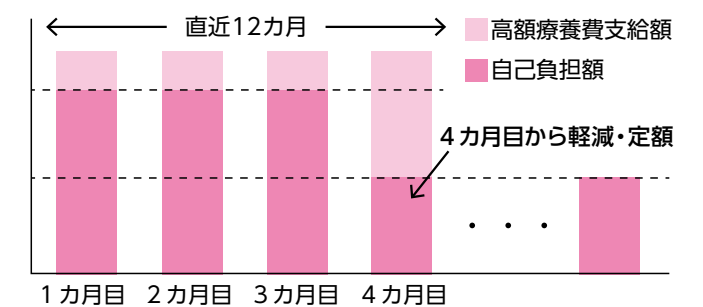
高額療養費制度では、被保険者の年齢や収入（標準報酬月額）に応じて、月ごと（毎月1日～末日）の自己負担限度額が定められており、限度額を超えた分は、健康保険が負担します。マイナ保険証を医療機関の窓口で提示することで自動的に適用されるため*、事前の手続きは必要ありません。

*マイナ保険証以外の方法で受診する場合は事前に限度額適用認定証を取得して、医療機関の窓口での提示が必要となります。

また、同じ世帯で直近12ヵ月以内に高額療養費が適用された月数が3ヵ月に達した場合、4ヵ月目からは「多数回該当」が適用されます。多数回該当になると、

通常よりも低い自己負担限度額が設定されるため、窓口での支払いがさらに抑えられます。

表●高額療養費の多数回該当の仕組み



2 令和8年8月より高額療養費制度の見直しが実施

高齢化の進展や医療の高度化などによって医療費が増大する中で、将来にわたって高額療養費制度を維持していくために、令和8年8月から制度の見直しが行われています。

令和8年8月からの主な変更点として、月額の自己負担限度額が所得に応じて引き上げられます。例えば、年収約370万円～770万円の方の場合は、変更前から5,700円、限度額が引き上げられます。なお、多数回該当は据え置きとなり今回の変更はありません。

また、新たに1年間（8月～翌年7月）の自己負担

額の合計に上限を設ける年間上限額が導入されます。がん治療など長期にわたって高額な治療を続けている方の負担が過度に増えないよう配慮されたものです。低所得者についても自己負担限度額の引き上げ幅が最小限になるよう配慮されています。

令和9年8月からは所得区分の細分化が実施される予定です。

